

湖西市規則第 5/ 号

湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 12 月 22 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部 を改正する規則

湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年湖西市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「令和 15 年政令第 507 号」を「平成 15 年政令第 507 号」に改める。

第 8 条第 1 項中「意見照会書（第 86 条第 1 項）」を「第三者意見照会書（第 86 条第 1 項）」に改め、同条第 2 項中「意見照会書（第 86 条第 2 項）」を「第三者意見照会書（第 86 条第 2 項）」に改める。

第 13 条第 2 号中「の定」を「の決定」に改める。

様式第 2 号中「☐健康保険被保険者証等」及び「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

様式第 11 号を次のように改める。

見書」に改める。

様式第 15 号中「☐健康保険被保険者証等」及び「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

様式第 23 号中「保有個人情報提供先への訂正決定通知書」を「提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書」に改める。

様式第 24 号中「☐健康保険被保険者証等」及び「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 12 月 29 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式第 2 号、様式第 15 号及び様式第 24 号による保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書及び保有個人情報利用停止請求書は、この規則の施行の日から 6 月間に限り、なお使用することができる。